

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		
連絡先（内線・外線）		
環境管理責任推進員		
環境管理推進員		
提出日	当初提出日	
	上半期提出日	
	下半期提出日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	
----------------------------	--

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	
----------------------------	--

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施		セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	--	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」を入力してください。

1											
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等			規模，能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。									
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）							
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日			1月～3月 点検実施日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。											
4月～6月			7月～9月			10月～12月			1月～3月		
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの								対象台数		定期点検 （今年度の実施有無）	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上											
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力											
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量											
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択						変更点					

2									
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等			規模，能力等		
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条		事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に應じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機		例：家庭用空調機器			例：5台 （職員室・理科準備室・家庭科準備室・保健室・調理室）		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択						変更点			

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実施日	
	名	訓練内容
		実施時の写真撮影有無

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

【環境目標 4】

4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底
※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →		【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →		

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」			
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値＝市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→		【R5年度】環境目標7に対する所属の結果
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→		

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R5年度作成枚数→	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）					
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--